がんばる漁業の場合

定　期　用　船　契　約　書（案）

　●●漁業協同組合（以下「甲」という。）と●●漁業株式会社（以下「乙」という。）は、甲ががんばる漁業復興支援事業を実施するにあたり、乙の所有にかかる船舶の用船に関し、次のとおり契約を締結する。

（用船）

1. 甲は、乙が操業に使用する下記の船舶（以下「操業船」という。）を、がんばる漁業復興支援事業に使用するため、乙から用船する。

記

　　　　船　　　　　　名

　　　　総トン数　　ｔ

　　　　漁業種類

　　　　漁船登録番号

　　　　船舶番号

　　　　進水年月日

　　　　船質

　　　　機関の種類及び馬力数

　　　　無線設備の有無

　　　　信号符字

　　　　船籍港

　　　　燃油最大積載量

　　　　船舶の使用権

(操業船の乗組員)

1. 乙は、操業船を安全に航海させるため、次に掲げる職務の乗組員が維持されるよう、責任をもって対応するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 丸 |
| 漁労長兼一等航海士 |  |
| 船長 |  |
| 機関長 |  |
| 通信長 |  |
| 一等機関士 |  |
| 甲板長 |  |
| 機関員 |  |
| 甲板員 |  |
| その他乗組員 |  |
| 合　計 |  |

（用船期間）

1. 用船期間は、平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までとする。

（用船開始の場所等）

第４条 　この契約締結に伴う用船開始の場所は　　港とする。

２ 乙は、用船開始の際、自己の負担において本船に燃油（補助油を除く。以下同じ。）として　　重油を　　　キロリットル以上積載しなければならない。

３　前項の燃油積載量は、甲乙立合の上確認するものとする。

（用船終了の場所）

第５条　用船期間満了に伴う使用終了の場所は　　港とする。ただし、甲乙協議して変更できるものとする。

２　第１５条の規定により解約した場合の用船終了場所は、甲が原則として用船終了の日の７日前までに乙に通知するものとする。

（漁獲物の帰属等）

第６条　事業によって得た漁獲物は、全て甲に帰属するものとする。

２　乙は、善良なる管理者の注意をもって前項の漁獲物及びその製品を管理するものとする。

（費用の負担）

第７条　用船期間中の操業船の運航に要する燃油その他の事業に係る費用（個人的消費を除く。）は、甲が負担するものとする。

２　前項の甲の負担を除く一切の費用は、乙が負担するものとする。

３　用船終了の際、甲乙立合の上積載中の燃油の数量を確認し、第４条第２項の規定により乙が積載した数量に不足する場合には、甲はその不足する数量の燃油を乙に返還するものとし、その数量を超える場合には、乙はその超える数量に相当する金額を甲に支払うものとする。

（用船料）

第８条　用船料は、１箇月につき金「　　　　　円」（うち消費税額　　　　　円）とする。

２　前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の第７２条の８２及び第７２条の８３の規定により算出したものである。

３　１か月に満たない用船料は日割計算とし、２４時間未満の端数は１日として計算する。ただし、日割計算した額に１円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

（用船料の支払期日）第９条　毎月の用船料は、乙から適法な支払い請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

（用船料の減額）

第１０条　乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は重大な過失により運航を中止したときは、

その中止した日数に応じ日割計算により算出した金額を用船料から減ずるものとする。ただし、日割計算した額に１円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

（履行遅滞）

第１１条　甲は、故意又は過失により支払期日までに用船料を支払わなかった場合には、完済の日まで法定の遅延利息を乙に支払うものとする。

（瑕疵担保責任）

第１２条　乙は、操業船が船体堅牢強固であることを保証するとともに、完全な機関その他相当の設備及び付属品を備え、かつ、これらを維持しなければならない。

（不可抗力の免責等）

第１３条　操業船の天災その他不可抗力による損害に対しては、甲は損害賠償の責に任じない。

２　不可抗力により操業船が使用不能となった場合には、甲乙協議の上用船を終了するものとする。

３　前項の場合、甲は実際に運航した日まで乙に用船料を支払うものとする。

４　乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は過失により第三者に与えた損害については、乙が

負担するものとする

（乗組員の操業への対応）

第１４条　乙は操業船の乗組員の操業に関し、責任をもって対応するものとする。

（解約）

第１５条　次の各号に掲げる場合には、甲は乙に対して解約の申入れをすることができる。

1. 乙がストライキ等により連続して２０日以上の間運航しなかったとき。
2. 乙がこの契約の条項に違反したとき。
3. 甲が操業船の用船を必要としなくなったとき。
4. 自然災害等、操業船の乗組員の責に帰さない事由による場合を除き、操業状況が著し

く好ましくないとき。

（５）「がんばる漁業復興支援事業実施要領」（平成２３年１１月２１日付け２３水管第１８２０号水産庁長官通知）第１の５の（１）又は（２）の規定により、水産庁長官から甲に対して当該事業の終了又は中止を命ぜられたとき。

２　甲が前項の規定により解約の申入れをしたときは、その解約の申し入れをした際甲が指

定した日に、この契約は終了する。

３　前項の場合、甲乙協議の上、精算を行うものとする。

（事情変更）

第１６条　経済事情その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

（別途協議）

第１７条　この契約に規定のない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

　この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙各１通保有する。

　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙